

ポリエスチル短纖維に対する課する不当廉売関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令（案）参照条文

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）

（原産地の意義）

第五十条 法第八条の二第一項又は第三項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域（以下「原産地」という。）をいう。

- 一 一の国又は地域（法第八条の二第一項又は第三項に規定する国又は地域をいう。以下この条において同じ。）において完全に生産された物品として財務省令で定める物品
- 二 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品

2 及び 3 （省略）

ポリエスチル短纖維に対する課する不当廉売関税に関する政令（平成十四年政令第 号）

（課税物件）

第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするもの（別表第一に掲げる者により生産され、その者により本邦へ輸出されたもの及び別表第二に掲げる者により生産され、別表第一第一号に掲げる者により本邦へ輸出されたものを除く。）又は第三号に掲げる地域を原産地とするもののうち、第四号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税定率法（以下「法」という。）第八条の規定及びこの政令により、不当廉売関税を課する。

一 法の別表第五五三・二号に掲げる合成纖維の短纖維（三・八ハデシテックスを超え二十二・二三デシテックス未満のもので、かつ、長さが二十五ミリメートル以上ハ十三ミリメートル以下のものに限る。以下「ポリエスチル短纖維」という。）

二 大韓民国

三 台湾

四 この政令の施行の日から平成十九年六月三十日までの期間

2 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第五十条第一項の規定は、この政令に規定する原産地について準用する。

（税率）

第二条 特定貨物に課する不当廉売関税の税率は、大韓民国を原産地とするものにあつては十三・五パーセント（サムフン・カンパニー・リミテッド（SAMHEUNG CO., LTD.）により生産され、かつ、本邦へ輸出されたものにあつて

は、六・パーセント）とし、台湾を原産地とするものにあつては十・三パーセントとする。

（提出書類）

第三条 税関長は、ポリエスチル短纖維又は保稅工場若しくは総合保稅地域において行われたポリエスチル短纖維を原料の全部又は一部とする製造による製品である外國貨物を輸入しようとする者に対し、当該ポリエスチル短纖維の原産地を證明した書類を提出させることができる。

2 大韓民国を原産地とするポリエスチル短纖維又は保稅工場若しくは総合保稅地域において行われた同国を原産地とするポリエスチル短纖維を原料の全部又は一部とする製造による製品である外國貨物を輸入しようとする者は、当該ポリエスチル短纖維の生産者の作成した当該ポリエスチル短纖維の生産を証する書類その他税率の適用のために必要な書類を税関長に提出しなければならない。

3 関税暫定措置法施行令第五十一条第四項及び第五十三条の規定は第一項の書類について、同令第五十二条の規定は前二項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、同令第五十一条第四項中「證明に係る物品」とあるのは「證明に係る物品の記号、番号、品名、数量及び原産地が記載されたものであり、かつ、当該物品」と、同令第五十二条中「法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該證明に係る物品が特例申告に係る指定貨物である場合にあつては特例申告とし、当該證明に係る物品について法第八条の四第一項に規定する蔵入れ申請等がされる場合にあつては当該蔵入れ申請等とする」と、それぞれ読み替えるものとする。

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）

（完全に生産された物品の指定）

第八条 令第五十条第一項第一号（原産地の意義）に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 一の国又は地域（法第八条の二第一項又は第三項に規定する国又は地域をいう。以下同じ。）において採掘された鉱物性生産品

二 一の国又は地域において収穫された植物性生産品

三 一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物（生きているものに限る。）から得られた物品

四 一の国又は地域において動物（生きているものに限る。）から得られた物品

五 一の国又は地域において狩猟又は漁ろうにより得られた物品

産物

六 一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的經濟水域の海域及び外國の排他的經濟水域の海域で採捕された水

七 一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品

ハ　　一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収用のみに適するもの  
一の国又は地域において行なわれた製造の際に生じたくす  
十一　　一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品

（実質的な変更を加える加工又は製造の指定）

第九条 令第五十条第一項第二号に規定する財務省令で定める加工又は製造は、法第八条の二第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする物品の該当する関税定率法別表の項が当該物品の原料又は材料（令第五十条の規定により当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。）の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造（別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造）とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらから成る操作を除く。